

「地域脱炭素化促進事業における促進区域の設定基準（素案）」に対する
 県民意見等の募集結果について

令和5年11月21日から令和5年12月20日までの間、「地域脱炭素化促進事業における促進区域の設定基準（素案）」について、おかやま県民提案制度（パブリック・コメント）により、ご意見を募集したところ、次の23件が寄せられました。

これらのご意見等に対する県の考え方を掲載しておりますのでご覧ください。貴重なご意見ありがとうございました。

<寄せられたご意見等と県の考え方>

「促進区域に含めない区域」に関する意見（5件）

番号	ご意見等	県の考え方
1	風力発電について、保安林を一律に「促進区域に含めない区域」とするのではなく、保安林の指定解除事務等マニュアル（風力編）（令和5年10月改訂版）【令和3年9月 林野庁治山課】に基づく第1級地は、表2-1「促進区域に含めない区域」とし、第2級地は表2-3「促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項」において、「適切な代替施設を設ける」、「改変面積を最小限に抑える」等の内容とすることを希望する。	保安林の級地区分は保安林の指定解除の審査における要件の一つであり、級地区分のみにより保安林の指定の解除を判断するものではないことから、「促進区域に含めない区域」の該非を分ける基準としては扱いません。 なお、環境保全に係るもの以外の保安林（航行目標保安林）については、「促進区域に含めない区域」としていません。
2	保安林になっていても、解除されると促進区域から除外されなくなってしまう。どうして保安林になっているのかという、根本的なところを大切にできるようにしてほしい。客観的な有識者の意見を取り入れて厳しい基準にしてほしい。	保安林の指定解除にあたっては、森林法に基づく手続きが必要であり、同法に基づく基準により審査が行われています。また、本基準の作成にあたっては、外部有識者にも意見を聴取しています。
3	地元のみならず、県南の住民の水源でもあり、一般の森林以上に特別な意味もつ保安林は、企業利益のために使われることのないよう促進区域から除外してほしい。	保安林（航行目標保安林を除く。）は、「促進区域に含めない区域」としていません。
4	「優良農地」は、「表2-1 促進区域に含めない区域」に含め、表3-1に土地資源量が豊富な《中山間地の農地》を新設し、大いに促進すべきである。	本基準は環境保全への配慮の観点から定めるものであり、「優良農地」を「促進区域に含めない区域」に含めることは考えていません。なお、表3-1は、市町村が促進区域を設定する際に、社会的配慮の観点から考慮することが望ましい事項として参考に掲載しているものです。

5	促進区域に含めない区域等の具体的・定量的イメージを把握できるよう、岡山県下での促進区域に含めない区域等の地図と面積を加えてはどうか。	区域の指定等の最新の情報は、それぞれの関係法令を所管する機関が管理しており、一律に地図で示すことは困難です。なお、EADAS（環境アセスメントデータベース）では一部区域の指定状況の図を重ね合わせができます。※最新情報であるかを確認する必要があります。
---	--	---

「促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項」に関する意見（10件）

番号	ご意見等	県の考え方
6	濁水は、水道だけでなく水生生物等に大きな影響を与える。魚等の生息環境や産卵場、餌となる着生生物の生育環境を脅かさないように配慮する必要がある。また、これらの現況についてデータを収集しておく必要がある。	水生生物等への配慮について、環境配慮事項である「動物の重要な種及び注目すべき生息値への影響」及び「植物の重要な種及び重要な群落への影響」において記載していることですが、「生息地」に産卵場所や餌場等が含まれていることを明確にするために注釈を設けることとしている。また、データ収集方法としては「有識者への聴取」等を記載しています。
7	環境省レッドリスト掲載種のイヌワシ及びクマタカに関する情報は限られており、表2-3⑧「収集方法」にEADAS（環境アセスメントデータベース）を追加すべきである。	御意見を踏まえ、修正します。
8	表2-3⑪、⑫について、希少動植物に係る未調査の箇所を促進地域の候補とする場合、調査を義務付け、その費用は県が持つべきである。	必要に応じて関係行政機関や有識者の意見を踏まえ、事業による影響を調査・検討するように記載しており、調査の義務付けや費用負担は考えておりません。
9	表2-3⑬の「低減」は、「できるだけ面積を小さく」ということだと思うが、拡大解釈できるため、「低減」を削除する。	環境への影響について、まずは回避できる影響については回避し、やむを得ず回避できずに残る影響の中で低減できる影響については低減する必要があると考えており、「低減」という記載が必要であると考えます。
10	表2-3⑭に「生物多様性の観点から重要度の高い里地里山」とあるが、どの地域が重要度が高いのか、市町村担当者が情報を得やすくしてほしい。	「生物多様性の観点から重要度の高い里地里山」とは、環境省の選定する「生物多様性保全上重要な里地里山」を指しており、御意見を踏まえ、表現を修正します。また、市町村担当者が情報を得やすいよう、情報掲載元のウェブページを示すなどの情報提供をしております。

番号	ご意見等	県の考え方
11	学校教育の中での環境教育の重要性が認識されてきており、学校外での環境学習・自然学習の場として利用されている場所等があるため、表2-3⑥の「主要な人と自然との触れ合い活動の場」に「教育活動に利用されている場」に対する影響を極力回避又は低減することを「設定基準」に盛り込むことが必要ではないか。	御意見を踏まえ、修正します。
12	表2-4③最右欄の「使用」は「仕様」の誤りではないか	御意見を踏まえ、修正します。
13	風力の騒音に対しては、山々が重なって谷になっている地域は、最新の知見をもとに低周波音、超低周波音の調査も行ってほしい。また、学校、病院、住居からの距離も10キロから15キロという海外の基準を参考にし、厳しいものにしてほしい。	調査については、促進区域の設定や事業実施の際に、必要に応じ、市町村や事業者において実施されるものと考えています。 なお、距離の基準は、事業規模、事業地域等によって生じる影響が様々であるため、一概に数値で示すことは困難と考えます。
14	大気汚染物質や悪臭は、滞留がなくとも移流があれば濃度が上昇する。特に、発生源から持続した排出がある場合には厳密な管理が必要となるため、表2-7②、⑧について、「大気質又は悪臭が滞留しやすい気象条件（逆転層）等を有する地域・・・」を、「大気質又は悪臭が滞留しやすい気象条件（逆転層）等を有する、あるいは主風向の風下側になる地域・・・」と修正してはどうか。	御意見を踏まえ、修正します。
15	表2-7②、⑦、⑧について、「収集すべき情報」や「収集方法」に「気象情報」や「現地測定結果」があるが表現を合わせてはどうか	御意見を踏まえ、表現を統一します。

「地域脱炭素化促進事業制度全般」に関する意見（5件）

番号	ご意見等	県の考え方
16	「促進区域に含めない区域」から一歩踏み込んで「規制する区域」としてほしい。	本基準は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第6項の規定により、市町村が促進区域を定めるにあたり県の基準を定めるものであり、規制する区域を定めるものではありません。
17	原生林を切り拓いて、脱炭素の名のもとに発電施設を建設することは、禁止すべきである。「促進区域に含めない区域」ではなく、「開発禁止区域」に改めてほしい。	本基準は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第6項の規定により、市町村が促進区域を定めるにあたり県の基準を定めるものであり、規制する区域を定めるものではありません。
18	再エネ促進区域から保安林その他を外すだけでなく、もっと積極的に守るような内容にしてほしい。ただし、「地元住民からの強い要請」や、一定の要件の下「地元の資源を地元が活用する」という大前提の下で地元民が活用できる可能性も残してほしい。	本基準は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第6項の規定により、市町村が定める促進区域に再生可能エネルギー発電事業等を誘導することを目的としており、規制する区域を定めるものではありません。 なお、地域脱炭素化促進事業制度においては、市町村は事業者「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」を示すことが可能であり、促進区域において地域に貢献する事業を進めることができる制度となっています。
19	植林により既に水量が減っており、風力発電の開発は、さらなる水源の枯渇につながる。また、風力発電による低周波音は動物にも影響を与え、獣害の拡大につながる。再生可能エネルギーは温暖化の解決に貢献せず、次世代に負の遺産を残すことになる。奥山の開発をストップする政策をお願いする。	本基準は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第6項の規定により、市町村が促進区域を定めるにあたり県の基準を定めるものであり、規制する区域を定めるものではありません。
20	促進法なのだから、認定拒否の行政裁量を極力少なくすべきであり、図3に「促進区域に含めない区域《絶対禁止》」、「考慮すべき区域・事項《原則認定》」のように、「絶対禁止」と《原則認定》を加える。	本制度は、市町村が再生可能エネルギー発電事業等の促進区域を定め、当該区域に再生可能エネルギー発電事業等を誘導することが目的であり、禁止等の規制区域を定める制度ではありません。

その他（3件）

番号	ご意見等	県の考え方
21	第1章1の末尾に「地方創生につながり地域に貢献する《経済合理的な》再エネ・脱炭素事業の促進」と加筆し、経済事業の規制ではなく「促進」意識を前面に出すべきである。	再生可能エネルギーの普及拡大のためには、経済合理性があることも重要であると考えますが、本制度の趣旨は個別事業の経済合理性について言及するものではないため、このままの表現とします。
22	第1章3（1）の頭に《地方創生の事業主体たる在地県民により》と加筆する。	本制度は、地域住民はもちろん、事業者、行政等が合意形成し、地域に貢献する再生可能エネルギー発電施設等の設置を促進する制度であり、事業主体や関係者は地域住民に限られないため、このままの表現とします。
23	「相談先の機関とよく相談することが重要です。」を「相談先の機関と相談することが望ましい。」に変更する。	市町村が促進区域を設定する際には、円滑な合意形成のため、社会的配慮の観点を踏まえることが必要であり、関係行政機関への相談は重要なことと考えており、このままの表現とします。